八　石油ガス税法の一部改正関係

移出に係る課税石油ガスの免税に関する特例の適用に当たって必要となる移入証明書及び移入届出書の税務署長への提出について、継続的な移出入がある場合において税務署長の承認を受けた場合には、これらの書類の提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（石油ガス税法第一二条の二関係）

九　石油石炭税法の一部改正関係

未納税移出の適用に当たって必要となる移入証明書及び移入届出書の税務署長への提出について、継続的な移出入がある場合において税務署長の承認を受けた場合には、これらの書類の提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（石油石炭税法第一〇条の二関係）

一〇　印紙税法の一部改正関係

1　預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例の適用を受けるため、毎年度必要とされる承認申請について、当初の申請の内容に変更がない場合には、再度の承認申請を要しないこととした。（印紙税法第一二条関係）

2　地方税共同機構について、印紙税の非課税法人とした。（印紙税法別表第二関係）

一一　国税通則法の一部改正関係

1　申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告（以下「増額更正等」という。）があった場合における利子税について、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）のうち法定申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとした。（国税通則法第六四条関係）

2　輸出物品に関する税関職員による消費税の調査に係る質問検査権の規定を整備することとした。（国税通則法第七四条の二関係）

一二　国税徴収法の一部改正関係

参加差押えをした税務署長による換価制度を次のとおり創設することとした。

1　参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産について、差押えをした行政機関等に換価の催告をしてもなお換価に付されないときは、差押えをした行政機関等の同意を得て、換価の執行をする旨の決定（以下「換価執行決定」という。）をすることができる。（国税徴収法第八九条の二関係）

2　換価執行決定をした税務署長は、換価執行決定に係る参加差押えを解除したとき等一定の場合に該当するときは、当該換価執行決定を取り消さなければならない。（国税徴収法第八九条の三関係）

3　換価の執行に係る同意をした行政機関等の滞納処分による差押えが解除された場合において、換価執行決定の取消しに係る参加差押えにつき差押えの効力が生ずるときは、当該換価執行決定の取消しをした税務署長は、当該換価執行決定に基づき行った換価手続を当該差押えによる換価手続とみなして、換価を続行することができる。（国税徴収法第八九条の四関係）

一三　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正関係

外国居住者等については、国内事業所等を恒久的施設として、所得税法その他所得税に関する法令の規定又は法人税法その他法人税に関する法令の規定等を適用することとした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四条の二関係）

一四　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

財務大臣は、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等に係る相手国等税務当局からの要請があったときは、当該相手国等税務当局に対し、当該租税条約等に定めるところにより提供した情報を当該要請に係る当該租税条約等の相手国等の刑事事件の捜査等に使用することについて、一定の要件の下に同意をすることができることとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第八条の二関係）

一五　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九条の三の二関係）

(1)　支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額がある場合には、当該金額は、当該支払の取扱者が源泉徴収する当該上場株式等の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

イ　投資信託（証券投資信託その他一定のものに限る。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配　当該投資信託又は特定受益証券発行信託の信託財産について当該投資信託又は特定受益証券発行信託を引き受けた内国法人又は外国法人が納付した所得税（外国所得税を含む。）の額のうち当該収益の分配に対応する部分の金額として一定の計算をした金額

ロ　特定目的会社の利益の配当　当該特定目的会社が納付した外国法人税の額のうち当該利益の配当に対応する部分の金額として一定の計算をした金額

ハ　投資法人の投資口の配当等　当該投資法人が納付した外国法人税の額のうち当該配当等に対応する部分の金額として一定の計算をした金額

ニ　特定目的信託の受益権の剰余金の配当　当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額のうち当該剰余金の配当に対応する部分の金額として一定の計算をした金額

(2)　右記(1)により上場株式等の配当等に係る所得税の額から控除する金額その他の一定の金額は、当該上場株式等の配当等の金額に加算する。

(3)　右記(1)により上場株式等の配当等に係る所得税の額から控除された金額に相当する金額のうち外国所得税又は外国法人税の額に対応する部分の金額は、分配時調整外国税相当額控除等の対象とする。

㈡　青色申告特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第二五条の二関係）

(1)　取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を五五万円（改正前六五万円）に引き下げる。

(2)　右記(1)にかかわらず、右記(1)の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を六五万円とする。

イ　その年分の事業に係る一定の帳簿について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に規定する電磁的記録等の備付け及び保存を行っていること。

ロ　その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織を使用して行うこと。

㈢　社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、介護医療院サービスを加えることとした。（租税特別措置法第二六条関係）

㈣　家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を五五万円（改正前六五万円）に引き下げることとした。（租税特別措置法第二七条関係）

㈤　山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三〇条の二関係）

㈥　特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三四条の二、第六五条の四及び第六八条の七五関係）

㈦　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三六条の二及び第三六条の五関係）